

令和5年度 第1回

恵庭市保健センター運営協議会

○ 日 時 令和5年6月30日（金）午後6時00分

○ 場 所 恵庭市緑町2丁目1-1 えにあす1階 会議室4

【 次 第 】

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 副市長挨拶

4. 委員紹介

5. 正・副会長選出

6. 会長・副会長挨拶

7. 議事

(1) 令和4年度保健事業実施報告について

資料1

(2) 令和4年度新規事業報告について

① 骨髄等提供ドナー支援制度調査及び普及事業

資料2

② 子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種事業

資料3

③ 令和5年度全国高等学校総合体育大会空手道競技大会開催事業

資料4

④ 健康づくり・食育に関する市民アンケート調査実施事業

資料5

8. その他

9. 閉会

恵庭市保健センター運営協議会委員名簿

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

区 分			氏 名	選出機関・団体
1	保健所及びその他の関係行政機関	第6条1号	山本 長史	北海道千歳地域保健室
2	医師会、歯科医師会及びその他の保健医療関係団体	第6条2号	貝嶋 光信	一般社団法人恵庭市医師会
3			青山 康彦	恵庭市歯科医師会
4			江川 禎浩	恵庭市薬剤師会
5			高岡 哲子	北海道文教大学
6	社会福祉協議会及びその他の福祉関係団体	第6条3号	竹内 春実	恵庭市社会福祉協議会
7			寺田 節子	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会
8			亀石 和代	恵庭市老人クラブ連合会
9			平野 悦子	道央農協女性部恵庭ブロック
10			神田 美佐子	恵庭市地域女性連絡会

恵庭市保健センター運営協議会事務局職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	伊 東 雅 彦	
保健センター長	足 立 重 敬	
保健課長 兼 新型コロナウイルスワクチン接種対策室主幹	佃 和 弘	
健康スポーツ課長	渡 部 和 也	
健康スポーツ課 主幹	和 合 智 子	
保健予防担当主査	我 妻 酉 耶	
健康推進担当主査	福 井 美 奈 子	
主 任 主 事	天 羽 み の り	

1. 健康診査等事業

(1) 健康診査、各種健（検）診事後管理、特定保健指導

- ・ 35歳～39歳の市民及び35歳以上の生活保護受給者に対し、健康診査を実施しています。
- ・ 国民健康保険加入者（40～74歳）に対し、特定健康診査を実施しています。
- ・ 特定健康診査（健康診査）の結果、内臓肥満に加えて、血糖、血圧、脂質、喫煙習慣の有無のリスクの個数により積極的支援、動機付け支援に階層化され、特定保健指導（保健指導）が実施されます。（高血圧、糖尿病、脂質異常症で治療中の方は除く）
- ・ 国民健康保険加入者の特定健康診査受診率は、保健課把握分で26.6%。
- ・ 特定保健指導については、対象者全体のうち、積極的支援利用者が49.2%、動機付け支援利用者が52.6%となっています。

			3年度				4年度			
			国保（40～74歳）		35～39歳	生保	国保（40～74歳）		35～39歳	生保
健診受診数			2,310	26.3%	56	7	2,778	26.6%	44	11
結果	メタボ該当	メタボ非該当	1,605	69.5%	47	5	1,906	68.6%	40	6
		メタボ該当	461	19.9%	3	2	559	20.1%	0	3
		予備軍	244	10.6%	6	0	313	11.3%	4	2
		判定不能	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0
保健指導	対象	積極的	34	1.5%	4	0	59	2.1%	2	3
		動機付け ^{注1)}	200	8.7%	8	0	253	9.1%	4	2
	利用	積極的	20	58.8%	2	0	29	49.2%	1	1
		動機付け ^{注2)}	127	63.5%	3	0	135	52.6%	0	1

注1) 動機付け【対象】⇒年度75歳を含む数

※ 令和5年4月末現在 保健課把握データ

注2) 動機付け【利用】⇒年度75歳を含まない数（実施しない）

(2) 肝炎ウイルス検診

- ・ 平成23年度より、特定の年齢に達した市民に、個別通知による受診の勧奨・検診料の減免を実施しています。

勧奨通知送付対象 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳（5,985人）

	勧奨通知者	受診者	C型陽性	B型陽性
30年度	6,122	429	0	7
元年度	5,830	534	0	7
2年度	5,856	541	1	5
3年度	6,056	417	0	3
4年度	5,985	400	0	1

(3) エキノコックス症検診

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受診者数	68	44	39	33	22
擬陽性	0	0	0	0	0
陽性	0	0	0	0	0

(4) 各種がん検診事業 ※がん発見者数については、R5.4月末現在

・受診率は胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんとなっています。

	胃がん				大腸がん			
	受診者	要精密検査者数	がん発見数	受診率(%)	受診者	要精密検査者数	がん発見数	受診率(%)
30年度	2,079 (60)	159	4	6.9	2,589 (83)	204	9	4.7
元年度	2,076 (53)	145	4	6.3	2,707 (80)	245	3	4.4
2年度	1,468 (32)	93	1	4.0	1,970 (65)	204	2	3.0
3年度	1,577 (54)	148	3	8.6	2,178 (71)	184	7	7.6
4年度	1,647 (40)	111	3	4.5	2,218 (56)	140	6	6.9

	肺がん			
	受診者	要精密検査者数	がん発見数	受診率(%)
30年度	2,289 (64)	96	2	3.7
元年度	2,310 (53)	99	0	3.3
2年度	1,775 (39)	77	0	2.4
3年度	1,965 (48)	82	2	6.9
4年度	1,996 (40)	68	2	5.5

※ 平成29年度より地域保健・健康増進報告におけるがん検診の受診率の算定方法が変更となりました。
 ・対象年齢: 胃がん50～69歳、乳がん・肺がん・大腸がん40～69歳、子宮がん20～69歳
 ・対象者: 対象年齢の人口

(*) うち経過観察からの発見がん

	乳がん(がん検診推進事業含)				子宮がん(がん検診推進事業含)			
	受診者	要精密検査者数	がん発見数	受診率(%)	受診者	要精密検査者数	がん発見数	受診率(%)
30年度	1,073 (104)	40	5	11.7	941	17	0	7.2
元年度	1,245 (106)	43	9	11.7	1,054	40	2	7.5
2年度	740 (76)	34	3	10.1	632	16	2	6.3
3年度	996 (89)	38	1	6.9	823	23	0	4.0
4年度	933 (70)	56	1	9.9	798	27	5	6.3

受診者の()内は35～39歳受診者数

(5) がん検診推進事業

○クーポン事業

働く世代の女性支援のためのがん検診推進として、平成21年度から子宮、乳がん検診において検診料金が無料となるクーポン券の送付を実施しています。

クーポン券有効期間 令和5年4月1日～令和6年2月29日

クーポン券送付対象 子宮がん検診 20歳
乳がん検診 40歳

クーポン券送付者数・受診者数・受診率

	子宮がん検診				乳がん検診			
	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率
元年度	20歳	364	29	8.0%	40歳	462	127	27.5%
2年度	20歳	351	26	7.4%	40歳	454	108	23.8%
3年度	20歳	387	36	9.3%	40歳	431	102	23.7%
4年度	20歳	407	26	6.4%	40歳	429	106	24.7%

(参考)

	子宮がん検診				乳がん検診			
	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率
28年度	20歳	357	24	6.7%	40歳	487	133	27.3%
	25歳	273	28	10.3%	45歳	343	42	12.2%
	30歳	312	47	15.1%	50歳	303	30	9.9%
	35歳	308	57	18.5%	55歳	320	24	7.5%
	40歳	336	54	16.1%	60歳	300	28	9.3%
	計	1,586	212	13.4%	計	1,753	257	14.7%

2. 健康増進事業

(1) 健康づくり計画・食育推進計画策定事業

- 平成30年度から令和6年度までを計画期間として、「第2次恵庭市健康づくり計画」と「第3次恵庭市食育推進計画」の両計画を策定しました。
- 第2次恵庭市健康づくり計画は、保健センター運営協議会や関係部署による検討、協議しながら、生活習慣病の発症や重症化予防を重視し、身体活動やがん、糖尿病、歯など9領域の健康課題への取組みによる健康づくり推進を目的としたものです。
- 第3次恵庭市食育推進計画は、恵庭市食育推進協議会や保健センター運営協議会及び関係部署での検討や協議を行い、食をとおして「健康をつくる」・「人を育む」・「地域をつくる」の3つの領域毎に目標を定め、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざします。

(2) 健康教育事業

- 町内会の健康学習会や様々な団体からの出前講座の依頼により地域に出向き、健康に関する講話や実技を実施しました。

健康教育 総計									
30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
69	1,737	94	2,975	135	3,130	163	3,692	131	4,377

《集団健康教育の内訳》

保健課	出前講座（授業）/ 普及啓発		健康増進事業						高齢者健康教 育事業		合計	
			健康づくり講演会		がん予防セミナー		結果説明会					
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
30年度	54	1,306	2	181	1	75	5	44	3	87	65	1,693
元年度	77	2,565	2	119	1	51	8	91	2	112	85	2,546
2年度	116	2,038	1	90	1	40	8	59	—	—	126	2,227
3年度	154	3,550	1	43	1	50	3	7	—	—	153	2,627
4年度	115	3,638	1	62	1	34	4	13	—	—	121	3,747

※高齢者健康教育事業は新型コロナウイルス感染症予防のため中止

スポーツ課	普及啓発		講演会		ノルディックウォーキン グ講習会（スポーツ課）		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
30年度	保健課で計上				4	44	4	44
元年度	4	323	4	69	4	37	9	429
2年度	4	43	1	38	4	43	9	903
3年度	5	988	1	35	4	43	10	1,065
4年度	5	536	1	19	4	75	10	630

(3) 健康相談事業

- 保健事業のあらゆる機会を活用し、健康相談に応じています。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
回 数	550	954	703	589	753
延 人 数	990	1,934	1,026	1,154	1,550

(4) 訪問指導事業

①訪問指導

- 療養上の保健指導が必要であると認められる40～64歳の市民・家族に、保健師等が訪問して健康問題を総合的に把握し心身機能の低下の防止と健康増進を図ることを目的としています。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実人数	7	29	12	19	48
延 人 数	15	41	16	29	52

3. 高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業

- 令和2年度より健康保険法の改正のもと、高齢者の特性や状況に対応した「切れ目のない継続的な支援」を行うため、広域連合より受託し高齢者の保健事業、国保被保険者の保健事業、介護予防事業を一体的に実施しています。

(1) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

①低栄養・口腔機能低下防止事業

- 健診結果から低栄養やフレイルリスクの高い方に対して、栄養や生活改善の個別支援を実施して

	低栄養		口腔機能	
	実数	延数	実数	延数
2年度	20	26	0	0
3年度	18	25	38	44
4年度	45	47	29	29

②重症化予防事業（糖尿病性腎症・その他の生活習慣病）

- 健診結果から、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病による重篤な合併症や重症化リスクの高い方に対して保健指導・栄養指導を実施しています。

	糖尿病性腎症		その他の生活習慣病	
	実数	延数	実数	延数
2年度	4	4	7	7
3年度	10	17	17	17
4年度	8	8	30	31

③健康状態不明者家庭訪問

- 要介護・要支援を除く第1号被保険者で年度内に77才に到達する者で、本年度及び前年度の医療機関及び健康診査未受診者に対して、家庭訪問を行い健康維持・改善のために必要な保健指導、介護予防のためのサービス紹介などを実施しています。

	2年度	3年度	4年度
実数	17	24	11
延数	22	36	13

(2) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

①えにわウェルカム75

- 令和3年度より、後期高齢者医療制度への切り替わりの時期に合わせて、後期高齢者医療制度及びフレイル予防についての講話を国保医療課・介護福祉課と協同して開催しています。

	3年度	4年度
実施回数	5	6
参加数	60	102

②プレミアム健康度チェック

- 令和3年度より、運動機能や栄養状態、口腔機能などの健康チェックを行い、その結果をもとに個別相談・保健指導を介護福祉課と協同で実施しています。

	3年度	4年度
実施回数	4	6
参加数	63	167

4. 歯科保健事業

(1) 幼児歯科健診・相談、フッ素塗布

① 幼児歯科健診

- 口腔内の状況は「う歯のない者の割合」・「一人平均う歯数」は1歳6か月児歯科健診 97.8% 0.06本、3歳児歯科健診90.4%、0.39本で、月齢が上がるにつれ平均う歯本数が増加しています。今年度は1歳6か月児の「う歯のない割合」は減少、「一人平均う歯数」の増加がみられました。3歳児健診では「う歯のない割合」「一人平均う歯数」とともに増加が見られました。

	1歳6か月児歯科健診						3歳児歯科健診						2歳児歯科健診
	対象者	回数	人数	要指導	要治療		対象者	回数	人数	要指導	要精検	要治療	回数
30年度	506	12	493	69	9		573	24	554	18	0	81	12
元年度	448	11	444	38	5		523	22	468	15	0	68	11
2年度	488	10	442	6	8		558	20	527	12	0	54	0
3年度	456	13	356	3	4		480	20	424	7	0	45	1
4年度	485	12	491	4	11		471	24	460	14	0	44	6

② う歯予防対策事業（フッ素塗布）

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
塗布者	1,885	1,637	0	172	395

(2) 成人歯科健診（歯周疾患検診）・相談・教育

- 令和3年度より成人歯科健診を歯周疾患検診として、40・50・60・70歳の方と妊婦の方を対象に、市内歯科医療機関で受診できる個別検診として変更しました。
- 口腔衛生キャンペーンが中止となりましたので、イベント方式の歯科健診は実施しませんでした。
- 歯科保健の健康教育においては、ライフステージを通して実施しています。
- 歯科口腔の健康づくりに関する普及啓発として、歯と口の衛生週間（6月）・8020運動推進週間（11月）を実施しました。

	集団歯科健診・相談								健康教育（地域）	
	回数	人数	結果						回数	人数
		（妊婦再）	異常なし	要指導	要精検	要医療	備考			
30年度	8	188 (50)	17	5	0	104	※1		2	91
元年度	8	141 (36)	7	7	0	80	*1		1	16
2年度	7	72 (31)	7	5	0	60			3	37
3年度	0	0	0	0	0	0			2	48
4年度	0	0	0	0	0	0			2	25

※1 口腔衛生キャンペーン（イベント形式）で1回実施のため未把握分含む

	歯周疾患検診（個別）											
	節目年齢						妊婦					
	対象数	人数	異常なし	要指導	要精検	不明	対象数	人数	異常なし	要指導	要精検	不明
3年度	3,838	177	28	49	97	3	448	70	10	16	44	0
4年度	3,861	206	21	32	150	3	421	80	10	24	44	2

(3) 歯科口腔保健普及啓発事業

- 中高年の市民に対して、歯科口腔保健に関する知識や歯科疾患の予防に向けた取り組みへの普及啓発として身近な地域の集団の中で、口腔機能の評価と医師の講話を合わせた教室ですが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止しました。

	健口教室	
	回数	人数
29年度	4	173
30年度	4	149
元年度	4	135
2年度	—	—
3年度	—	—
4年度	—	—

5. 食育推進事業

(1) 食育推進展示、食育講座、食育講演会

- 第3次恵庭市食育推進計画に基づき事業を実施しました。
- 毎月19日の食育の日にはFM「e-niwa」での放送や、毎年6月の食育月間を中心に食育推進展示や食育講座を実施し食育に関する普及啓発を行っています。

	講演会		講座・講話		食育展示	協議会
	回	人数	回	人数	回	開催回数
30年度	1	41	7	145	4	2
元年度	1	49	6	52	4	2
2年度	1	31	6	24	2	2
3年度	1	33	0	0	4	2
4年度	1	28	2	10	3	1

5. 予防接種事業

(1) 予防接種事業

- 本市に居住する市民で予防接種法施行令第1条の対象者に対し、医師会との連携のもと予防接種を実施しました。

《子どもの予防接種》

(延接種人数)

	不活化ポリオ	四種混合	三種混合	二種混合	麻しん・風しん			BCG	子宮頸がん	ヒブ	小児肺炎球菌	水痘	ロタウイルス	
					混合	麻しん	風しん	未就学児					ロタリックス	ロタテック
30年度	6	1,833	0	526	1,024	0	0	456	0	1,787	1,793	925	—	—
元年度	4	1,741	0	539	994	0	0	433	1	1,700	1,714	859	—	—
2年度	0	1,751	0	505	987	0	0	420	1	1,750	1,740	891	140	318
3年度	0	1,804	0	458	986	0	0	451	149	1,811	1,810	821	294	903
4年度	0	1,676	0	477	944	0	0	424	523	1,723	1,720	842	273	822

《子どもの予防接種》

《大人の予防接種》

《風しん抗体検査・予防接種》

	日本脳炎	B型肝炎
30年度	3,756	1,297
元年度	3,529	1,266
2年度	3,427	1,276
3年度	2,036	1,350
4年度	2,436	1,280

	高齢者インフルエンザ	肺炎球菌(市助成)	肺炎球菌(定期)
30年度	8,509	—	1,897
元年度	9,201	—	554
2年度	11,303	—	747
3年度	9,623	—	585
4年度	10,466	—	617

	抗体検査受診者数	検査受診率	予防接種数	予防接種率
元年度	814	22.3%	147	4.0%
2年度	972	12.9%	134	1.8%
3年度	364	5.7%	59	0.9%
4年度	190	3.1%	29	0.5%

《子どもの予防接種》

《大人の予防接種》

	小・中学生インフルエンザ
2年度	3,489

	妊婦インフルエンザ
2年度	103

発送件数は元年度3,645人

(送付対象者：昭和47年4月2日～昭和54年4月1日の市内男性)

2年度7,554人

(送付対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の抗体検査未受診市内男性)

3年度6,336人

(送付対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の抗体検査未受診市内男性)

4年度6,226人

(送付対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の抗体検査未受診市内男性)

※ポリオはH24.9に不活化ワクチンへ切り替え。

※四種混合はH24.11より開始(三種混合+不活化ポリオ)。

※麻しん・風しんは平成20年度～平成24年度の5年間に限り3期・4期接種実施している。

※子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌はH23.8より開始

※肺炎球菌(市助成)は、H24.6より開始(75歳以上の市民を対象に、3,000円を助成)→H27.3末事業終了

※水痘・肺炎球菌(定期)はH26.10より開始

※日本脳炎はH28.4.1より開始

※B型肝炎はH28.10.1より開始

※風しん抗体検査・予防接種はH31.4.1より開始→R7.3.31までの時限的措置

※ロタウイルス(ロタリックス・ロタテック)はR2.10より開始

※妊婦及び小・中学生インフルエンザ助成についてはR2年度のみの時限的措置

(2) 予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種）

- 本市に居住する市民のうち、国の接種方針に基づく対象者に対し、医師会との連携のもと予防接種を実施しました。

【令和4年度末時点の接種実績（令和3年度からの累計値）】

《12歳以上（対象者数：63,320）》

回数	接種数	接種率
1回目	58,456	92.32%
2回目	58,184	91.89%
3回目※	48,677	76.87%
4回目※	34,085	53.83%
5回目※	17,377	27.44%

《5～11歳（対象者数：4,241）》

回数	接種数	接種率
1回目	1,042	24.57%
2回目	1,020	24.05%
3回目	413	9.74%

《生後6か月～4歳（対象者数：2,258）》

回数	接種数	接種率
1回目	103	4.56%
2回目	93	4.12%
3回目	48	2.13%

※オミクロン株対応2価ワクチン接種を含む。

《オミクロン株対応2価ワクチン》

《12歳以上（対象者数：63,320）》

種類	接種数	接種率
ファイザー	33,006	52.13%
モデルナ	646	1.02%

《令和4年度に追加された新型コロナウイルスワクチン接種一覧》

第二期追加接種 (4回目接種)	接種開始日※	令和4年5月25日
	対象者	前回接種から5か月経過した60歳以上及び 18歳以上で基礎疾患のある方、医療従事者等
	使用ワクチン	従来ワクチン（ファイザー・モデルナ）
	備 考	令和4年秋開始接種の開始に伴い終了
小児追加接種 (3回目接種)	接種開始日※	令和4年9月6日
	対象者	前回接種から5か月経過した5～11歳
	使用ワクチン	小児用従来ワクチン（ファイザー）
	備 考	令和4年秋開始接種へ移行
令和4年秋開始接種 (3～5回目接種)	接種開始日※	令和4年9月20日
	対象者	前回接種から5か月経過した12歳以上 (令和4年10月21日より接種間隔が3か月に短縮)
	使用ワクチン	オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー・モデルナ）
	備 考	令和5年3月8日から小児追加
乳幼児初回接種 (1～3回目接種)	接種開始日※	令和4年10月24日
	対象者	生後6か月～4歳
	使用ワクチン	乳幼児用従来ワクチン（ファイザー）
	備 考	1～2回目は2週間、2～3回目は8週間間隔

※国の省令に基づく開始日

6. 夜間診療所運営事業

- 本市における休日・夜間等の救急医療体制の空白を解消するため、夜間急病診療所の運営と医師会と連携し、市内当番医療機関による輪番制で対応しています。
- 平成23年5月より、夜間急病診療所の診療は内科・小児科系とし、土曜診療（午後）を開始、休日診療を拡大しています。また、市内当番医療機関については、けが等の外傷の診療としています。
（参考）千歳市休日夜間急病センター：平成29年9月5日開設

《夜間急病診療所の患者数》

	夜間診療		休日診療		土曜診療		患者数計
	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	
30年度	359	1,940	67	1,932	48	433	4,305
元年度	360	1,730	67	1,672	50	392	3,794
2年度	359	781	66	419	50	104	1,304
3年度	359	784	66	494	51	160	1,438
4年度	359	723	66	449	50	135	1,307

《市内当番医療機関の患者数》

	平日診療		休日診療		年末年始診療		土曜診療		患者数計
	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	
30年度	246	569	67	1,156	6	1,029	48	444	3,198
元年度	242	580	66	1,136	6	741	51	426	2,883
2年度	243	502	65	894	6	241	47	396	2,033
3年度	242	494	65	919	6	296	51	390	2,099
4年度	242	490	66	986	6	403	49	414	2,293

7. 救急医療対策事業

- 夜間急病診療所の運営等一次救急医療の整備、二次救急医療との連携等について協議する「救急医療対策会議」を設置しました。
- 委員数は医師会、薬剤師会、看護師、一般市民、行政職員9名で構成。

	回数	開催日程	出席者数	審議内容
2年度	1	R2.6.12 (書面開催)	9	(1) 令和元年度初期救急医療の実績について (2) 令和2年度関係事業の推進について
3年度	1	R3.5.31 (書面開催)	9	(1) 令和2年度初期救急医療の実績について (2) 令和3年度関係事業の推進について
4年度	1	R4.6.29	8	(1) 令和3年度初期救急医療の実績について (2) 令和4年度関係事業の推進について

●二次救急医療機関への助成

<目的>

市の救急医療体制の確保と充実を図るため、市内の二次救急医療機関（救急告示病院）に対して助成する。

<助成対象>

市内の救急告示病院

3医療機関（恵み野病院、恵庭第一病院、我汝会えにわ病院）

<助成基準>

【定額割】 令和3年度より定額割をこれまでの1医療機関に300千円（年額）の助成から搬送人数に応じて助成する。

搬送人員	1人～200人	300,000円
	201人～400人	400,000円
	401人～600人	500,000円
	601人～800人	600,000円
	801人～1,000人	700,000円
	1,001人～	800,000円

【搬送人数割】 市救急隊による搬送人数1人当たり3千円を助成

(単位：千円)

二次救急医療機関名	令和2年度実績		令和3年度実績		令和4年度実績	
	搬送人数	補助額	搬送人数	補助額	搬送人数	補助額
恵み野病院	852	2,856	1,083	4,049	1,147	4,241
恵庭第一病院	273	1,119	301	1,303	353	1,459
我汝会えにわ病院	159	777	160	780	176	828
計	1,284	4,752	1,544	6,132	1,676	6,528

- 平成26年～令和元年6月30日まで千歳・恵庭小児科医による日曜外来
 令和元年7月1日以降の救急診療中止
 (土曜、日曜に診療を行う小児科クリニックが千歳市内に新規開業したため)
 (・受付時間 8:30～11:00
 ・診療場所：千歳市民病院)

8. こころの健康づくり事業

(1) 普及啓発

【こころの健康づくり講演会】

「ひきこもりの理解と基本的な対応について」こころのリカバリー総合支援センター 精神保健福祉士 樋口 正敏 氏

【ゲートキーパー養成講座】

相談者の自殺の危険を示すサインに気づく力、相談先へつなぎ、適切な対応ができる資質を養うことを目的とし、相談関係機関等の職員を対象に実施

【出前講座】

テーマ：「こころの健康づくり」の内容を実施

	こころの健康づくり講演会		出前講座		ゲートキーパー養成講座		備 考
	回数	延人数	回数	人数	回数	延人数	
30年度	1	47	3	106			
元年度	0	0	4	146	1	24	ゲートキーパー養成講座新規
2年度	0	0	3	181	0	0	新型コロナウイルス感染症予防のため中止
3年度	1	34	3	188	0	0	新型コロナウイルス感染症予防のため中止
4年度	1	24	1	21	1	19	

(2) 相談・訪問指導

- 相談者の多い年代は、30歳代、20歳代、次いで50歳代となっています。
- 相談内容の多いものは「こころの健康づくり」や「ひきこもり」でした。同一の方から複数回相談がある場合も多く、昨年度よりも実件数は大きく減少したものの延件数は増加している。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
来所・電話・メール 件数	160	160	168	198	171
家庭訪問 実／延	7/20	5/20	8/11	3/27	3/6

	実 件 数				相談内容（重複あり）									
	男性	女性	不明	合計	老人精神保健	社会復帰	依存症関連	思春期精神保健	こころの健康づくり	摂食障害	てんかん	ひきこもり	その他	
元年度	46	48	0	94	4	25	6	7	56	4	1	20		105
2年度	37	27	4	68	4	6	7	6	74	0	0	30		52
3年度	32	19	2	53	1	2	1	2	65	0	0	24		130
4年度	30	22	4	56	0	1	2	14	118	0	0	10		39

9. 献血事業

- 市民を対象に、北海道赤十字血液センターと連携のもと、市内各事業所等に対し、献血への協力をお願いしました。

	献血実績（人）			実施回数
	200cc	400cc	献血者総数	
30年度	40	2,269	2,309	60
元年度	77	2,240	2,317	59
2年度	60	2,607	2,667	56
3年度	90	2,776	2,866	57
4年度	97	2,541	2,638	59

10. 薬物乱用防止事業

- 北海道薬物乱用防止指導員を2名推薦し、啓発活動を推進しました。

11. 歩くことを通したまちづくり事業

- 歩くイベント開催、歩く環境整備として休憩所設置、学校・団体等と連携したラリーを実施しました。

	参加延人数	休憩所設置数	休憩所利用者数	備 考
30年度	4,139	35	10,089	4か月間試行実施
元年度	4,837	39	6,686	9か月間実施
2年度	1,565	16	1,471	12か月間実施
3年度	2,332	43	2,362	12か月間実施
4年度	1,884	31	2,966	12か月間実施

12. 新型コロナウイルス対策事業（PCR検査センター事業）

- 新型コロナウイルス感染症疑いのある方が早期にPCR検査を実施できるよう、北海道からの委託を受けて、恵庭市がPCR検査センターを設置・運営し地域医療体制の確保と感染拡大防止を図っていました。
- 対象者は、陽性患者の濃厚接触者に特定された者（千歳保健所より依頼）又は、医師の診察により、PCR検査が必要と判断された者
- 週3回開設、ドライブスルー方式で実施していましたが、昨今の状況の変化により道から契約終了の旨をうけ令和5年3月末をもって閉鎖しました。

	開設日数	検査件数
2年度	41	553
3年度	136	2,975
4年度	105	1,133

◎新型コロナウイルス感染症抗原キット配布事業

期間：令和4年12月19日～1月31日までの18日間

対象：65歳未満の市民の方で有症状を呈する方

実績：18日間 227個配布

13. 令和5年度全国高等学校総合体育大会 空手道競技大会開催事業

- 4月 恵庭市健康スポーツ課に専任担当配置
会場地担当教員配置（勤務校：北海道恵庭南高等学校）
- 6月 北海道実行委員会 第3回総会
北海道実行委員会 第3回競技専門部会（委員：健康スポーツ課主幹・会場地担当教員）
- 7月 恵庭市実行委員会 設立総会・第1回総会
- 8月 四国総体視察
- 9月 競技・運営役員代表者打合せ会議①
- 10月 北海道実行委員会 臨時総会
- 11月 北海道実行委員会 第4回競技専門部会
競技・運営役員大会会場現地確認
- 1月 競技・運営役員代表者打合せ会議②
- 2月 恵庭市実行委員会 第2回総会
北海道実行委員会 第5回競技専門部会
- 3月 北海道実行委員会 第4回総会

1 4. 保健センター運営協議会事業

- 令和4年度は運営協議会を2回開催し、保健事業の推進について協議しました。

3年度	1	文書会議 (R3. 6. 7)	-	(1) 令和2年度保健事業実施報告について (2) 第3次恵庭市食育推進計画 中間評価について (3) 第2次恵庭市健康づくり計画 中間評価について (4) 令和2年度 新型コロナウイルス感染症に関する救急要請の件数等について (5) 令和2年度新規事業実績報告について ① 二次救急医療臨時助成事業 ② 医療機関感染症対策支援事業 ③ 年末年始（6日間）における在宅当番医事業 ④ 小中学生及び妊婦の季節性インフルエンザ予防接種助成事業 ⑤ PCR検査設置事業 ⑥ 対妊婦、乳幼児世帯必要物品配布事業 ⑦ 新生児臨時給付金給付事業 ⑧ 産婦健康診査事業 ⑨ 産後ケア事業 ⑩ 5歳児相談
	2	文書会議 (R4. 3. 4)	-	(1) 令和4年度保健事業の推進について (2) 令和4年度予算(案)の概要について (3) 令和3年度新規事業報告について ① 成人歯科健診（歯周疾患検診）事業 ② 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 (4) 令和4年度新規事業（案）について 恵庭市妊産婦健康診査通院支援事業 (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について
4年度	1	会議 (R4. 6. 22)	-	(1) 令和3年度保健事業実施報告について (2) 令和3年度新規事業実績報告について ① 成人歯科健診（歯周疾患検診）事業 ② 新生児聴覚検査事業 ③ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 (3) 令和4年度新規事業(案) 報告について ① 骨髄等提供ドナー支援制度調査及び普及事業 ② 子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種事業
	2	会議 (R5. 3. 10)	-	(1) 令和5年度保健事業の推進について (2) 令和5年度新規・拡大事業(案)について ① 健康づくり・食育に関する市民アンケート調査について ② 骨髄バンクドナー支援事業について (3) 恵庭PCR検査センター運営について (4) えにわっこ応援センターの開設について

15. 保健センター運営事業等

(1) 医療顧問の設置

- 平成23年度から令和4年度まで、保健センターに医療顧問を設置していました。

医療顧問 南 秀樹医師

(2) 広報啓発

- 保健センター事業の市民周知を図るため、「市民健康カレンダー」を市広報誌3月号と同時配布しました。
- 市ホームページを活用し、各種保健事業の周知を図りました。

(3) 各種補助事業

- ①休日等歯科救急診療補助事業
- (社)千歳歯科医師会が実施する日祝日及び年末年始の歯科救急診療業務の運営の助成を恵庭市・千歳市・北広島市の3市で実施しました。
 - 恵庭市診療日数26日（GWと年末年始の3医療機関体制も含む）
 - 診療時間 午前9時30分～12時30分

《歯科診療の休日当番実施状況》

	実施回数	患者数	1回平均
30年度	28	60	3.0
元年度	29	125	4.3
2年度	27	62	2.3
3年度	25	69	2.7
4年度	26	69	2.7

II 予算執行状況（令和４年度）

※単位：千円

事業項目	最終予算 ①	実績 ②	比較①－②	備 考
健康診査等事業	27,586	24,582	3,004	
健康診査等事業	2,105	1,610	495	感染症予防（肝炎・エキノкокクス）含む
各種がん検診事業	23,160	20,683	2,477	
がん検診推進事業	2,321	2,289	32	働く世代のがん検診推進事業
※ 特定健康診査等事業費	52,824	42,823	10,001	予算執行は国保医療課
健康増進事業	239	198	41	
健康教育・健康相談事業	229	189	40	
訪問指導事業	10	9	1	
歯科保健事業	4,784	3,782	1,002	
食育推進事業	154	132	22	
予防接種事業	203,958	163,576	40,382	
夜間診療所運営事業	104,461	101,022	3,439	会計年度任用職員の給与執行は職員課
救急医療対策事業	6,602	6,565	37	
こころの健康づくり事業	117	84	33	
歩くことを通したまちづくり事業	755	753	2	
保健センター運営協議会事業	165	98	67	
保健センター運営事業	3,461	3,038	423	
緑と語らいの広場複合施設維持管理事業	2,004	1,715	289	
新型コロナウイルス対策事業	1,165,899	623,628	542,271	
PCR検査センターの設置及び運営事業の実施	9,342	2,992	6,350	
新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,156,557	620,636	535,921	
令和5年度全国高等学校総合体育大会 空手道競技大会開催事業	1,300	1,300	0	
計	1,574,309	973,296	601,013	

事業項目	予算 ①	実績 ②	比較①－②	備 考
一般会計				
衛生費	353,582	305,130	48,452	
総務費	1,167,903	625,343	542,560	
国民健康保険特別会計	52,824	42,823	10,001	
計	1,574,309	973,296	601,013	

令和4年度 新規事業報告

事業名	骨髄等提供ドナー支援制度調査及び普及事業
目 的	骨髄移植や末梢血管細胞移植を必要としている方を一人でも多く救うためには多くのドナー登録が必要です。ドナー登録やドナー提供を支える環境づくりについて普及啓発し、支援制度について検討する。
対象者	恵庭市民及び企業等の事業者
実施期間	令和4年4月1日～翌年3月31日まで
内 容 (実施方法・周知等)	①ドナー休暇制度の導入促進 ・ドナー休暇制度等実態調査 5/26～6/3 商工会議所会員1,100社～回答34社（3%） ・恵庭市競争入札参加資格主観評価項目「ドナー休暇制度」追加（令和5年4月導入：12月申請より） ②骨髄等移植に関する普及啓発セミナー 11月10日（木）51名参加～アンケート実施
令和3年度実績	令和4年度より事業開始のため実績数なし

令和4年度 新規事業報告

事業名	子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種事業										
目 的	○子宮頸がん予防ワクチン（※1）の「積極的接種勧奨の差し控え」（※2）により接種の機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、本来の定期接種の対象年齢を超えて、公費の助成によりワクチンの接種を行う。										
対象者	<対象者> ○平成9年度生まれから平成17年度生まれの恵庭市に住民登録がある女性（誕生日が1997年4月2日～2006年4月1日）対象人数 約3,080人 ○過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方										
接種可能期間	○令和4年4月1日から令和7年3月末日までの3年間										
内 容 (実施方法・周知等)	○接種方法 公費で接種できるワクチンは2種類（サーバリックス、ガーダシル）で決められた間隔をあけて、同じワクチンを合計3回接種。 ○周知について 市ホームページおよび市広報誌7月号に対象者や助成内容などを掲載。7月下旬に全対象者に個別通知を送付（案内文及び厚生労働省作成のリーフレット）。10月および1月(3ヵ月ごと)に市内の転入対象者を抽出し同様の個別通知を送付。 ○接種場所 市内指定医療機関（内科・小児科） 7ヵ所										
令和4年度実績	<table><tr><td>接種者数</td><td>接種率（接種者／対象者）</td></tr><tr><td>・1回目 137人</td><td>4.45%</td></tr><tr><td>・2回目 99人</td><td>3.21%</td></tr><tr><td>・3回目 42人</td><td>1.36%</td></tr></table> 合計接種回数 278回 (※数値は令和5年3月末現在)			接種者数	接種率（接種者／対象者）	・1回目 137人	4.45%	・2回目 99人	3.21%	・3回目 42人	1.36%
接種者数	接種率（接種者／対象者）										
・1回目 137人	4.45%										
・2回目 99人	3.21%										
・3回目 42人	1.36%										

※1 子宮頸がん予防ワクチン

- ・子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するワクチンで、定期接種は小学校6年生から高校1年生相当の年齢の女子を対象としている。

2 積極的勧奨の差し控え

- ・国は平成25年から令和3年までワクチン接種後に報告された多様な症状について十分に情報提供できない状況にあったことから、積極的勧奨を差し控えるとしてたが、令和3年11月の専門家会議において接種による有効性が副反応のリスクを上回ると認められたことから、令和4年4月より積極的勧奨を再開することとなった。

令和4年度 新規事業報告

事業名	令和5年度全国高等学校総合体育大会 空手道競技大会開催事業
目 的	教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とした大会の開催と市民への多様なスポーツ機会の提供。
対象者	大会関係者及び市民
実施期間	空手道競技大会（恵庭市）：令和5年7月26日（水）～令和5年7月29日（土） ※北海道総体2023：令和5年7月22日（土）～令和5年8月21日（月）
内 容 (大会概要・周知等)	（大会概要） ○別紙大会実施要項、競技日程表（案）、パンフレット参照（周知等） ○恵庭市実行委員会の設置 ○大会ポスター図案募集 ○横断幕（恵庭市役所）・看板設置（恵庭駅、恵み野駅） ○パンフレットラック（市内3カ所）・カウントダウンボード設置（総合体育館） ○市内企業を対象としたポスター・パンフレットの配布（市内160箇所） ○広報えにわ掲載 ○恵庭市HP内での定期情報発信、「恵庭市応援ページ」開設 ○認知度調査アンケートの実施他、「えにわ健康スポーツフェスティバル」等市内イベントでのPR
令和3年度実績	令和5年度大会開催のため、実績数なし ※参考 R3大会：北信越総体2021 空手道競技大会（富山県上市町）選手875名、監督・コーチ317名（無観客）

車轉かせ
魂の鼓動
北の大地へ 大空へ



翔び立て若き翼 北海道総体 2023

原画／北海道恵庭南高等学校 加我 寧々花

令和5年度 全国高等学校総合体育大会 空手道競技大会

第50回 全国高等学校空手道選手権大会

2023 7/26 水 - 29 土



恵庭市応援ページ

恵庭市総合体育館

- 主 催 (公財) 全国高等学校体育連盟 (公財) 全日本空手道連盟 北海道 北海道教育委員会 恵庭市
- 共 催 読売新聞社
- 後 援 スポーツ庁 (公財) 日本スポーツ協会 NHK (公財) 北海道スポーツ協会 NPO法人恵庭市スポーツ協会
- 主 管 (公財) 全国高等学校体育連盟空手道専門部 北海道高等学校体育連盟 北海道空手道連盟
- 特別協賛 大塚製薬
- 協 賛 JTB マイナビ KDDI カンコー学生服

空手道競技協賛：阿部精肉店/焼肉 春華 (株)アレフエこりん村 imoimo (有限会社エストイゾラ)Gelateria Gigi/NOMUGELA COFFEE
一般社団法人恵庭観光協会 公益社団法人恵庭市シルバー人材センター 恵庭市内各郵便局 恵庭市花苗生産組合 恵庭商工会議所
株式会社岡田建具製作所 有限会社勝浦介護サービス/志彰会空手スポーツ少年団 空手衣の尚武 瓦そばの恵庭フィエスタ&お弁当のみかん
珈琲きやろっと 札幌エルムカントリークラブ サンマルコ食品株式会社 株式会社シズナイロゴス 島松ハイヤー株式会社 株式会社守礼堂
株式会社玉川組 千歳交通株式会社 株式会社てとテ・ルネッサンス デリシャス株式会社 株式会社道央環境センター 道央農業協同組合
株式会社東京堂インターナショナル ドーナツ茶屋ほんわか トモエベージュ とんでん株式会社 ナリタスポーツ 株式会社ヒロタ
ファーマーズファクトリー株式会社 フェアフィールド・バイ・マリオット・北海道えにわ 富士交通株式会社 ベーカーズテラス 689
北海道空手道地区協会 ミズノ株式会社 有限会社余湖農園

令和5年度全国高等学校総合体育大会空手道競技大会
第50回全国高等学校空手道選手権大会
実施要項

主 催 (公財)全国高等学校体育連盟 (公財)全日本空手道連盟
北海道 北海道教育委員会 恵庭市

共 催 読売新聞社

後 援 スポーツ庁 (公財)日本スポーツ協会 NHK
(公財)北海道スポーツ協会 NPO 法人恵庭市スポーツ協会

主 管 (公財)全国高等学校体育連盟空手道専門部
北海道高等学校体育連盟 北海道空手道連盟

特別協賛 大塚製薬

協 賛 JTB、マイナビ、KDDI、カンコー学生服

1 期 日

- | | | |
|-----------|---------------------|-----------------|
| (1) 開 会 式 | 令和5年7月26日(水) | 16時00分～ |
| (2) 競 技 | 令和5年7月27日(木)～29日(土) | 3日間 |
| (3) 閉 会 式 | 令和5年7月29日(土) | 17時15分～
(予定) |

2 会 場

- | | |
|-----------|--|
| (1) 開 会 式 | 恵庭市総合体育館
〒061-1449 北海道恵庭市黄金中央5丁目199-2
TEL 0123-32-2261 |
| (2) 競 技 | 同上 |
| (3) 閉 会 式 | 同上 |

3 競技種目

男子 男子団体組手 男子個人組手 男子個人形
女子 女子団体組手 女子個人組手 女子個人形

4 競技日程

期 日	時 間	内 容（種目）	会 場
7 月 26 日（水）	13:30～15:30 16:00～17:00	男女団体組手抽選会 開会式	〔開会式〕 〔競 技〕 〔閉会式〕 恵庭市総合体育館 アリーナ 〔公式練習会場〕 ・北海道文教大学体 育館 ・北海道文教大学附 属高等学校体育館 ・恵庭市立恵明中学 校多目的ホール
7 月 27 日（木）	9:00～17:30	男女個人形 （Round 1 ～決勝）	
7 月 28 日（金）	9:00～18:35	男女個人組手 〔 1 回戦～決勝 〕 ・敗者復活戦 女子団体組手 （ 1 ～ 3 回戦）	
7 月 29 日（土）	9:00～16:45 17:15～（予定）	男子団体組手 （ 1 回戦～決勝） 女子団体組手 （ 4 回戦～決勝） 閉会式	

5 競技規則

（公財）全日本空手道連盟制定の競技規定に準じて行い、運用については（公財）全国高等学校体育連盟空手道専門部の申し合わせ事項による。

6 競技方法

- （1） 学校対抗は男子・女子別とし、各種目の合計得点により学校の順位を決定する。
各種目の得点は別に定める方法で算出する。
- （2） 形競技は得点方式、組手競技はトーナメント方式とする。
- （3） 男子・女子団体組手競技において登録された選手の交代は自由とする。
- （4） 個人種目において登録された選手の交代は認めない。
- （5） 形競技の第 1 ラウンドは（公財）全日本空手道連盟指定形（第 1 ・第 2 どちらでもよい）とし、第 2 ・3 ラウンド及び 3 位決定・決勝は得意形とする。ラウンド毎に演武する形は変えること。但し、第 1 指定形・第 2 指定形及び得意形は空手道競技規定（JKF2023 年初版）の「付録 17：指定形リスト」並びに「付録 18：得意形リスト」から選択しなければならない。
- （6） 各ラウンド上位進出決定及び 3 位決定・決勝で同点がでた場合ルール通りとする。（ルールに従って判定していくが、最終的に同点の場合はコイントスをおこなう。）

7 引率・監督

- （1） 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第 78 条の 2 に示された者）も可とする。但し、当該都道府

県高体連会長に事前に届け出ること。

- (2) 監督・コーチ等は校長が認める学校の指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。但し、各都道府県における規定があり、引率・監督者がこの基準により限定された範囲内であればその規程に従うことを原則とする。なお、監督は(公財)全日本空手道連盟会員登録者であることとする。(臨時監督については、17 連絡事項を参照)

8 参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。但し、都道府県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、平成16(2004)年4月2日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。「(出場)とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。」大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
- ア 部員不足に伴う合同チーム **※空手道は対象外**
(都道府県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合)
詳細は、(公財)全国高等学校体育連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
- イ 統廃合対象校による合同チーム
(統廃合完了前2年間に限る)
- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満のものは参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる)但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。
大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高体連会長の承認を必要とする。
- (8) (一財)全日本空手道連盟の令和5年度登録済みの者であること。但し、登録とは所属先の団体登録(更新)・個人登録(更新)をいう。
- (9) 参加資格の特例
ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満

たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、別途に定める規程に従い大会参加を認める。

イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

(10) (公財)全日本空手道連盟の令和5年度登録者とする。

【大会参加資格の別途に定める規程】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会の参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
 - ア (公財)全国高等学校体育連盟の目的を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 全国高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、万一の事故に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

9 参加制限

(1) 各競技種目とも、各都道府県高等学校体育連盟から次の基準により参加申込みがあったチームまたは個人であること。

(2) 基準

No.	性別	競技種目	制限チーム数・組数・人数	開催地(北海道)
1	男子	団体組手	1 チーム (正選手5名・補欠2名)	2 チーム
2	男子	個人組手	2 名	4 名
3	男子	個人形	2 名	4 名
4	女子	団体組手	1 チーム (正選手5名・補欠2名)	2 チーム
5	女子	個人組手	2 名	4 名
6	女子	個人形	2 名	4 名

(3) 学校ごとに監督1名、コーチ1名(引率責任者を含む)が参加することができる。

(4) 外国人留学生の参加については、団体正選手の過半数を超えない範囲で出場を認

める。

10 参加申込

(1) 申込書類

- ア 参加申込書(Excel) ※参加校が作成
- イ 都道府県代表者報告書(参加申込一覧表)(Excel) ※都道府県代表者が作成
- ウ 参加料払込通知書(副) ※都道府県代表者が振込、コピー
- エ 電子データ ※参加校責任者及び都道府県代表者が発信

(2) 申込方法

ア 各参加校にて

- (ア) 各参加校の申込責任者は、下記(5)に示すホームページから参加申込の様式をダウンロードし、必要事項を入力したものを3部印刷し、それぞれに校長印を押印し、1部は控えとし、2部は都道府県高等学校体育連盟空手道専門部(代表者)へ提出する。なお、参加申込書提出の際に参加料を同時に提出する。
- (イ) あわせて、入力済電子データファイルを、下記(3)に示す恵庭市実行委員会および都道府県高等学校体育連盟空手道専門部へ電子メールにて送信する。その際、各学校等における個人情報の電子メール送信に係る取り決め等を遵守する。

もし、電子メールによる送信が不可能である場合は記録メディア(CD-R等)に保存して恵庭市実行委員会へ送付する。(記録メディアについては参加校が用意する。)

イ 各都道府県高等学校体育連盟空手道専門部にて

- (ア) 各出場校から参加申込書2部と参加料を受け取り、参加料の受領書を発行し、出場校へ渡す。
- (イ) 各出場校から提出された参加申込書と、専門部で作成した都道府県代表者報告書(参加申込一覧表)との相違が無いか確認する。
- (ウ) 確認を終えた都道府県代表者報告書の入力済電子データファイルを、下記(3)に示す恵庭市実行委員会および全国高体連空手道専門部事務局へ電子メールにて送信する。
- (エ) 各出場校から提出された参加申込書2部(必要箇所に押印したもの)のうち1部と参加料払込通知書(副)のコピーを恵庭市実行委員会へ送付する。なお、各出場校から提出されたもう1部の参加申込書については、専門部にて保管する。
- (オ) 都道府県代表者報告書の作成にあたっては、(5)に示すホームページからダウンロードして作成すること。

(3) 申込先

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
恵庭市保健福祉部健康スポーツ課内
令和5年度全国高等学校総合体育大会
恵庭市実行委員会事務局

(4) 申込期限

令和5年6月28日(水)必着

(5) 「翔び立て若き翼 北海道総体 2023」ホームページ

<https://www.koukousoutai.com/2023soutai/>

※ 個人情報の取扱いに関して

大会参加に際して提供される個人情報は、本大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。(詳しくは実施要項の最終ページを参照してください。)

11 参加料

(1) 参加料

ア 団体 1チーム 45,000円

イ 個人 1名 4,500円

(2) 納入方法

ア 各都道府県高等学校体育連盟空手道専門部でとりまとめ、参加申込と同時に下記の口座に振り込むこと。

イ 納入先

指定銀行	北洋銀行 恵庭中央支店
口座番号	普通 4104180
口座名義	令和5年度全国高等学校総合体育大会恵庭市実行委員会 事務局 長 足立 重敬

(3) 参加取消に伴う納入金の取扱い

ア 参加申込期限日までの取消については返金する。但し、振込手数料を差し引いた額とする。

イ 参加申込期限日後の取消については、返金しない。

ウ 納入期限 令和5年6月28日(水)

12 表彰

(1) 学校対抗

ア 優勝校に優勝旗、優勝杯、(公財)全国高等学校体育連盟会長杯、文部科学大臣杯を授与する。

イ 第1位から第6位までに表彰状を授与する。

(2) 団体組手

ア 優勝校に優勝旗、優勝杯、(公財)全日本空手道連盟トロフィー、読売新聞社杯、NHK盾を授与する。

イ 第1位から第3位までにメダルを授与する。

ウ ベスト8までに表彰状を授与する。

(3) 学校対抗及び団体組手

ア 優勝旗、優勝杯は持ち回りとする。

イ 前年度優勝校にはレプリカを授与する。

(4) 個人組手・個人形

ア 第1位から第3位までにメダルを授与する。

イ 個人組手は第5位、個人形は第7位までに表彰状を授与する。

13 宿 泊

(1) 宿泊

選手・監督、役員等の宿泊は、下記の申込方法により、必ず配宿センターを通じ、申し込まなければならない。

また、宿舎決定通知後の大量取り消しはしないこと。また、宿舎決定通知後の追加希望については、受けられない場合がある。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は、原則として下記のとおりとする。サービス料および消費税を含む。

【選手・監督、役員及び視察員、報道関係者等】

料金区分 宿泊者		宿泊料金								
		宿泊施設 S (★注)	宿泊施設 A	宿泊施設 B	宿泊施設 C	宿泊施設 D	宿泊施設 E	宿泊施設 F	宿泊施設 G	宿泊施設 H
選手・監督 役員 視察員 報道関係者	(イ)1泊2食 又は 1泊夕食 (無料朝食 サービス付含)	16,001円	15,001円	14,001円	13,001円	12,001円	11,001円	10,001円	9,001円	7,000円
		～	～	～	～	～	～	～	～	～
		17,000円	16,000円	15,000円	14,000円	13,000円	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円
	(ロ)1泊朝食	14,501円	13,501円	12,501円	11,501円	10,501円	9,501円	8,501円	7,501円	5,500円
		～	～	～	～	～	～	～	～	～
		15,500円	14,500円	13,500円	12,500円	11,500円	10,500円	9,500円	8,500円	7,500円
	(ハ)素泊り (無料朝食 サービス付含)	13,501円	12,501円	11,501円	10,501円	9,501円	8,501円	7,501円	6,501円	4,500円
		～	～	～	～	～	～	～	～	～
		14,500円	13,500円	12,500円	11,500円	10,500円	9,500円	8,500円	7,500円	6,500円

★注：宿泊料金Sは、「役員及び視察員、報道関係者」のみの設定となります。

入湯税及び宿泊税が課税される場合は、当該税額が別途加算される。

昼食弁当を申し込んだ場合は、別途支払いとし、1食当たりの料金は、選手・監督918円（税抜価格850円）、その他の大会参加者は、810円（税抜価格750円）とする。

※1 上記に示す宿泊施設S～Hの区分は、宿泊施設の諸条件によりランクを作成したのではなく、期間中の宿泊施設の代金により区分けしたものである。

※2 実際の宿泊料金は、宿泊施設により料金区分内の範囲で異なる。

※3 (イ)「1泊2食」とは、宿泊当日の夕食と翌日の朝食が提供されることをいう。
「1泊夕食」とは、宿泊当日の夕食のみ（無料朝食サービス付含む）が提供されることをいう。なお、(イ)は旅館タイプの宿泊施設が中心となる。

※4 (ロ)「1泊朝食」とは宿泊翌日の朝食のみが提供されることをいう。

※5 無料朝食とは、宿泊施設から提供される無料の朝食で、パンと飲料、おにぎりとう味噌汁等簡易な朝食のことをいう。

※6 (ハ)「素泊り」とは食事提供がない、または無料朝食サービス付のことをいう。

※7 視察員・報道関係者等で(イ)「1泊2食」を希望する場合は、申込時点で配宿センターに申し出をすることとする。

※8 S～H、及び(イ)～(ハ)については、希望に添えない場合がある。

(3) 申込方法

ア 申込責任者は、所属長の責任のもとに、配宿センターホームページ内にある宿泊申込様式に必要事項を入力し申込み登録をする。併せて、その登録内容を「宿泊申込書」としてプリントアウトする。(学校長印、都道府県高体連会長印の押印必要)

イ 申込責任者は、プリントアウトした宿泊申込書及び参加申込書の写しを速やかに各都道府県高等学校体育連盟競技種目別専門部に提出する。

ウ 各都道府県高等学校体育連盟競技種目別専門部は、宿泊申込書を各都道府県高等学校体育連盟会長あてに提出する。

エ 各都道府県高等学校体育連盟会長は、上記書類を確認のうえ、以下の申込先へ申込期限必着で郵送する。

(4) 申込先

株式会社 J T B 2023 北海道総体 合同配宿センター

〒163-0454 東京都西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング 54 階

TEL : 03-5909-4917 FAX : 03-5539-2796

(5) 申込締切

令和5年6月26日(月)

(6) 宿泊の変更及び取消し

次のとおり、各配宿センター所定の方法で手続きを行うものとする。

ア 入宿前について

(ア) 宿泊決定通知のWEB開示前は、申込責任者がインターネット申込み画面に直接変更内容を入力して変更登録するか、出力した宿泊申込書に加筆修正してファクシミリで上記申込み先へ送信するものとする。

※ 申込締切日からWEB開示までは変更及び取消しはできません。

(イ) 宿泊決定通知のWEB開示後は、申込責任者がインターネット申込み画面に直接変更内容を入力して変更登録するか、到着した宿泊決定通知書兼変更依頼書に加筆修正してファクシミリで上記申込み先へ送信するものとする。

その効力の発生は、配宿センター営業時間内のインターネット上での変更申込みが完了した日時とする。また、ファクシミリにおいては上記申込み先に着信した日時とする。

営業時間以後の変更・取消しの場合は、翌日の着信扱いとし、該当の申出区分の取消料とする。

イ 入宿後について

責任者が直接宿泊施設へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、申出のあった日時とする。

ウ 宿泊取消料金について

宿泊予定日の5日前からの取消及び宿泊申込後、変更・取消の申出がないまま宿泊をしなかった場合には、「令和5年度全国高等学校総合体育大会宿泊要項」に定める宿泊料金がかかるものとする。

※ 選手及び監督の特例（登録選手以外は対象外）

競技の結果により取消しをする場合、利用予定前日の午後8時までは取消料が発生しない。午後8時以降の取消しの場合は、1泊分の宿泊料金の100%がかかることとする。

※ 特例に該当しない場合の入宿後の取消料金について

利用予定前日の午後8時までに申し出があった場合は、翌日1泊分の宿泊料金の40%。

利用日前日の午後8時以降は利用日1泊分の宿泊料金の70%。

利用日当日の午前0時以降の申し出は1泊分の宿泊料金の100%がかかることとする。

※ 台風接近等による取消しについては、各宿泊施設の宿泊約款等の定めに基づくこととする。

※ 大量取消しの場合、上記期日前でも宿泊施設の宿泊約款の定めにより、取消料が発生する場合がある。

※ 取消料は消費税を収受しない。

(7) その他

詳細については、「配宿センターのホームページ」を参照のこと。

14 諸 会 議

日 時		会議名	会 場
7月25日(火)	15:00～16:20	審判部委員会	恵庭市総合体育館 役員室
	15:00～16:20	強化部委員会	恵庭市総合体育館 2F研修室
	15:00～16:20	指導部委員会	恵庭市総合体育館 2F研修室
	16:30～18:00	常任委員会	恵庭市総合体育館 1F会議室
7月26日(水)	9:00～9:45	委員会 (専門委員長会議)	恵庭市総合体育館 弓道場(多目的室)
	10:00～12:00	審判委員研修会 審判員会議	恵庭市総合体育館 第2体育室
	12:30～13:10	監督会議	恵庭市総合体育館 弓道場(多目的室)

15 組 合 せ

- (1) 期日 男女個人形、男女個人組手は、令和5年7月4日(火)
男女団体組手は、令和5年7月26日(水)

- (2) 会場 男女個人形、男女個人組手は、恵庭市民会館中ホール
男女団体組手は、恵庭市総合体育館アリーナ
- (3) 抽選 コート割及び出場順については、「全国高等学校空手道大会規則第 19 条
組合せ」及び細則に基づき、(公財)全国高等学校体育連盟空手道専門部の
責任のもとに実施する。
男女個人形、男女個人組手はコンピューターを用いて抽選を行い、男女
団体組手は参加校主将が直接抽選を行う。
7 月 26 日の抽選会に参加できない場合は、実行委員会にご連絡ください。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて

大会参加申込書等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関しては、実施要
項の最終ページを参照すること。

17 連絡事項(その他)

- (1) プログラム無償配布は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項による。
- (2) 空手道衣とネーム等
- ア 空手道衣は白無地一色とし、落書きやふちどりのあるものは禁止とする。ま
た、帯の色は白・茶・黒のいずれかとする。
- (ア) 上着の袖の長さは手首までとし、前腕の中程より短くてはならない。上着の
袖の空きは、袖全体にわたって袖と腕との間が 8 cm～20cm とする。上着の袖を
まくってはならない。
上着の長さは、腰を覆うほどの長さとし、大腿の 4 分の 3 までとする。
- (イ) ズボンの長さは少なくとも下肢の 3 分の 2 を覆うほどの長さとし、踝(くる
ぶし)が隠れてはならない。ズボンの空きは、ズボン全長にわたってズボンと
脚との間が 8 cm～20cm とする。裾をまくり上げてはならない。
- ※ 上記のいずれも「気を付け」の状態で判断する。
- (ウ) 競技用赤・青帯については、指定業者（東海堂・守礼堂・ヒロタ・尚武）に
ついて、高体連指定ラベルを縫い付けたものを持参し、着用すること。
指定業者以外の帯の使用は認めない。
- イ 空手道衣の左胸に入れる校名は次の基準による。
- (ア) 一文字の大きさは 5 cm× 5 cm～ 7 cm× 7 cm とする。
- (イ) 字体は丸ゴシック・角ゴシック・行書・楷書の範囲とする。
- (ウ) 文字の色は黒又は紺とする。但し、スクールカラーは良い。
- ウ 空手道衣の左袖上腕部に入れる都道府県名は次の基準による。
- (ア) 一文字の大きさは 5 cm× 5 cm～ 7 cm× 7 cm とする。
- (イ) 都・府・県の文字は入れなくてよい。
- (ウ) 字体・文字の色については、上記イの(イ)・(ウ)に準ずる。
- エ 女子の下着は白無地の T シャツとする。
(但し、ワンポイントの校名及びワンポイントのロゴについては認める)
- (3) 組手競技では、男子 5 点、女子 4 点の安全具を必ず着用すること。

- ア ニューメンホーⅥ及びⅦ(全空連検定のもの)
 - イ 拳サポーター(全空連検定のもの)
 - ウ ボディープロテクター(高体連指定または全空連検定のもの)
 - エ シンガード・インステップガード(高体連検定のもの)
 - オ セーフティカップ(男子のみ)・・・空手道衣の下に着用すること。
- (4) 組手競技・形競技ともにメガネ、コンタクトレンズ(ハード)、ヘアピン、リボンの着用を禁止する。
- (5) メンホーの中にマウスピースの着用は認める。(任意)
但し、色については白または透明な物とする。
- (6) 引率責任者は選手のすべての行動に対して責任を負うものとする。
- (7) 監督
- ア 監督は審判を兼ねることはできない。
 - イ 監督はあらかじめ届け出した者に限る。
 - ウ 監督の服装について全試合スーツ着用とする。(ダークスーツとし、女性に関してはスラックスでもスカートでもよい) シューズの底については、体育館フロアーを傷つけないゴム製や布製のものとする。
 - エ 臨時監督の申請については、参加申込書に記入すること。変更が生じた場合は、別紙にて申請すること。
- (8) 健康管理
- ア 競技中の疾病、傷病等の応急処置は主催側で行うが、その後の責任は負わない。
 - イ 故障者については、監督の責任で出場を取りやめること。
 - ウ 参加選手及び役員は、健康保険証を持参すること。
- (9) その他
- ア 練習用屋外シューズを持参すること。
 - イ 参加者は、(公財)全国高等学校体育連盟空手道専門部大会申し合わせ事項を遵守すること。

【問い合わせ先】

令和5年度全国高等学校総合体育大会

恵庭市実行委員会事務局 空手道競技担当

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

恵庭市保健福祉部健康スポーツ課内

TEL 0123-33-3131 FAX 0123-33-3137

E-mail inter-high.karatedo@city.eniwa.hokkaido.jp

競技日程表（案）

月日	競技番号	種 目	招集時刻	競技時間	Tatami 1	Tatami 2	Tatami 3	Tatami 4
7/27 (木)	1	女子個人形 Round 1 - 1	8:40	9:00 ～ 10:00	Group1	Group3	Group5	Group7
	2	女子個人形 Round 1 - 2	9:40	10:00 ～ 11:00	Group2	Group4	Group6	Group8
	3	男子個人形 Round 1 - 1	10:40	11:00 ～ 12:00	Group1	Group3	Group5	Group7
	4	男子個人形 Round 1 - 2	11:40	12:00 ～ 13:00	Group2	Group4	Group6	Group8
	昼食休憩			13:00 ～ 13:20	連続出場校 表彰			
	5	女子個人形 Round 2	13:00	13:20 ～ 14:00	Group1	Group2	Group3	Group4
	6	男子個人形 Round 2	13:40	14:00 ～ 14:40	Group1	Group2	Group3	Group4
	7	女子個人形 Round 3	14:20	14:40 ～ 15:20		女子Group1	女子Group2	
	8	男子個人形 Round 3	15:10	15:30 ～ 16:10		男子Group1	男子Group2	
	9	女子個人形 3位決定戦	16:00	16:20 ～ 16:30		女子①	女子②	
	10	男子個人形 3位決定戦	16:30	16:40 ～ 16:50		男子①	男子②	
	11	女子個人形 決勝	16:50	17:00 ～ 17:10		女子		
	12	男子個人形 決勝	17:10	17:20 ～ 17:30		男子		
	男女個人形 表彰式			17:40 ～ 17:55				
7/28 (金)	13	男子個人組手 1回戦～準々決勝	8:40	9:00～10:50	T1-①～23	T2-①～23	T3-①～23	T4-①～23
	14	男子個人組手準決勝				T2 24	T3 24	
	15	男子個人組手敗者復活戦	10:40	11:00～11:30		T2 25/26/27/28	T3 25/26/27/28	
	昼食休憩（保護者入れ替え）			11:30～12:00				
	16	女子個人組手 1回戦～準々決勝	11:40	12:00～13:50	T1-①～23	T2-①～23	T3-①～23	T4-①～23
	17	女子個人組手準決勝				T2 24	T3 24	
	18	女子個人組手敗者復活戦		14:00～14:30		T2 25/26/27/28	T3 25/26/27/28	
	19	女子団体組手 1回戦	14:10	14:30～15:50	T1-①～④	T1-①～④	T3-①～④	T4-①～④
	20	女子団体組手 2回戦	15:10	15:50～17:10	T1-⑤～⑧	T2-①～④	T3-⑤～⑧	T4-⑤～⑧
	21	女子団体組手 3回戦	16:50	17:10～18:00	T1-⑨・⑩	T2-⑤～⑧	T3-⑨・⑩	T4-⑨・⑩
	22	女子個人組手 3位決定戦	17:55	18:15～18:20		T2-29	T3-29	
	23	男子個人組手 3位決定戦	18:00	18:20～18:25		T2-29	T3-29	
	24	女子個人組手 決勝	18:05	18:25～18:30		決勝		
	25	男子個人組手 決勝	18:10	18:30～18:35		決勝		
	男女個人組手 表彰式			18:45～19:00				
7/29 (土)	26	男子団体組手 1回戦	8:40	9:00 ～ 10:40	T1-①～④	T1-①～④	T3-①～④	T4-①～④
	27	男子団体組手 2回戦	10:20	10:40 ～ 12:20	T1-⑤～⑧	T2-①～④	T3-⑤～⑧	T4-⑤～⑧
	28	男子団体組手 3回戦	12:00	12:20 ～ 13:10	T1-⑨・⑩	T2-⑤～⑧	T3-⑨・⑩	T4-⑨・⑩
	昼食休憩			13:10 ～ 13:35				
	29	女子団体組手 4回戦	13:20	13:35 ～ 14:00	T1-⑪	T2-⑪	T3-⑪	T4-⑪
	30	男子団体組手 4回戦	13:50	14:00 ～ 14:25	T1-⑪	T2-⑪	T3-⑪	T4-⑪
	31	女子団体組手 準決勝	14:20	14:30 ～ 15:00		T2-⑫	T3-⑫	
	32	男子団体組手 準決勝	14:50	15:00 ～ 15:30		T2-⑫	T3-⑫	
	33	女子団体組手 決勝	15:30	15:40 ～ 16:10		決勝	競技進行状況確認サイト QRコード	
	34	男子団体組手 決勝	16:05	16:15 ～ 16:45		決勝		
	男女団体組手 表彰式			16:50 ～ 17:05				

令和4年度 新規事業報告

事業名	「健康づくり・食育に関する市民アンケート調査」について
目 的	「第2次健康づくり計画」・「第3次食育推進計画」・「自殺対策計画」の3つの計画は、終期が令和6年度末であることから、各計画の評価と市民のニーズや生活自体の把握のため、令和5年度に市民アンケート調査を実施し、次期計画の基礎資料を得ることを目的とする
対象者	アンケート対象者：18歳から80歳までの恵庭市民、2,000名を無作為抽出
実施期間	アンケート実施期間：令和5年9月から10月
内 容 (実施方法・周知等)	調査方法：郵送式による調査依頼。書面もしくはWEBアンケートによる回答 調査項目：健康管理、食生活、運動、飲酒、歯科、こころの健康等 約40項目 アンケート項目については、別紙参照 今後の予定 令和5年6月：第1回保健センター運営協議会にて、アンケート調査の概要説明 7～8月：アンケート方法・内容の検討 9月：アンケート実施 10～12月：アンケート集計 令和6年1～3月：アンケート評価・考察、運営協議会にてアンケート結果報告
令和3年度実績	

令和5年度「恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート調査(原案)」について

1. 目的

市民の食生活、運動などの生活習慣の実態、健康づくりや食育に関する意識などを把握し、恵庭市健康づくり計画、食育推進計画、自殺対策計画の見直しを行うための基礎資料を得るため、アンケート調査を実施する。

2. 調査期間 令和5年9月1日～9月30日

3. 調査対象 18歳以上の恵庭市民2,000人

4. 調査方法 郵送、WEBによる調査

5. 調査項目 ①属性②健康管理③食生活④運動⑤喫煙⑥飲酒⑦歯科保健⑧こころの健康
⑨がん検診⑩コロナ

6. スケジュール

年 月	内 容
令和5年6月～7月	アンケート内容検討
令和5年9月中	アンケート発送～回収
令和5年10月～12月	アンケート集計・分析
令和6年2月～3月	アンケート結果報告

7. 調査項目 別紙 調査票のレイアウトについては、これから作成されます。

令和5年度「恵庭市健康づくり・食育に関するアンケート」設問(案)

1. あなた自身のことについてお聞きします

問No.	新規・継続・修正	設問	回答
問1	継続	(1)性別	1. 男 2. 女
		(2)年齢	令和5年9月1日 現在の年齢()歳
		(3)職業	1. 自営業・家業手伝い 2. 会社員・団体職員・公務員等 3. 家事専業 4. パート・アルバイト・非常勤 5. 学生 6. 仕事はしていない 7. その他()
		(4)勤務形態 *お仕事をされている方にお聞きします。	1. 日中の勤務のみ 2. 夜間の勤務のみ 3. 不規則な勤務(夜間勤務を含む交替勤務) 4. その他()
		(5)家族構成	1. 一人暮らし 2. 自分と配偶者・パートナー 3. 親と子世帯 4. その他()
		(6)保険証の種類	1. 恵庭市国民健康保険 2. 後期高齢者医療制度 3. 共済組合 4. 社会保険(組合健保・協会けんぽ等) 5. 保険に加入していない

2. あなたの健康管理についてお聞きします

問No.	新規・継続・修正	設問	回答
問2	継続	日頃、あなたは健康だと思いますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. 健康だと思う 2. まあまあ健康だと思う 3. あまり健康ではないと思う 4. 健康ではないと思う
問3	継続	あなたの現在の身長と体重について、教えてください。	1. 身長()cm 2. 体重()kg
問4	継続	高血圧や糖尿病、高コレステロール、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のために普段の生活で心がけていることがありますか。あてはあてまる番号すべてに○をつけ下さい。	1 食べ過ぎない(カロリー制限している) 2 塩分を取りすぎない 3 脂肪(あぶら分)を取りすぎない 4 甘いもの(糖分)を取りすぎない 5 野菜をたくさん食べる 6 肉に偏らず魚を取る 7 お酒(アルコール)を飲みすぎない 8 運動をする 9 睡眠で休養を充分にとる 10 気分転換・ストレス解消をする 11 当てはまるものがない(特に心がけていない)

3. あなたの食生活に関してお聞きします

問No.	新規・継続・修正	設問	回答
問5	修正	あなたはふだん朝食を食べますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. ほとんど毎日食べる 2. 週に4～5日食べる 3. 週に2～3日食べる 4. ほとんど食べない
問6	継続	健康のために野菜を1日350g食べることが目標とされています。あなたは1日に野菜を350g食べていると思いますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. 350g以上食べていると思う 2. ほぼ350g食べていると思う 3. 350gまでは食べていないと思う 4. わからない
問7	継続	家族と同居している方にお伺いします。朝食や夕食をどのくらい家族と一緒に食べますか。朝食・夕食ごとに、あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. 朝食 ①ほぼ毎日食べる ②週に4～5回食べる ③週に2～3回食べる ④週に1日程度食べる ⑤食べない 2. 夕食 ①ほぼ毎日食べる ②週に4～5回食べる ③週に2～3回食べる ④週に1日程度食べる ⑤食べない
問8	修正	あなたは、ふだんゆっくりよく噛んで食べていますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. ゆっくりよく噛んで食べている 2. どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている 3. どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べていない 4. ゆっくりよく噛んで食べていない
問9	継続	道内産の農産物を優先的に購入しますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. よく購入する 2. 時々購入する 3. 購入しない 4. 産地を意識したことはない 5. その他()
問10	継続	主食(ごはん、パン、麺など)・主菜(肉・魚・卵・大豆製品などを使ったメインの料理)・副菜(野菜・きのこ・いも・海藻などを使った小鉢・小皿の料理)を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. ほぼ毎日 2. 週に4～5日 3. 週に2～3日 4. ほとんどない
問11	継続	あなたは、「食育」に関心がありますか、それとも関心がありませんか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. 関心がある 2. どちらかといえば関心がある 3. どちらかといえば関心がない 4. 関心がない
問12	新規	あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。当てはまるものを一つお選びください。	1. よく知っている 2. ある程度知っている 3. あまり知らない 4. 全く知らない
問13	新規	あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。	1. 残さず食べる 2. 「賞味期限」を過ぎてもすぐ捨てるのではなく自分で食べられるか判断する 3. 冷凍保存を活用する料理を作りすぎない 4. 日頃から冷蔵庫などの食材の種類・量・期限表示を確認する 5. 飲食店等で注文しすぎない 6. 期限間近による値引き商品・ポイント還元の商品を率先して選ぶ 7. 小分け商品、少量パック商品、バラ売り等、食べきれる量を購入する 8. 残った料理を別の料理に作り替える(リメイクする)など、工夫して食べる 9. 商品棚の手前に並ぶ期限の近い商品を購入する(いわゆる「てまえどり」) 10. 外食時には、小盛りメニュー等希望に沿った量で料理を提供する 11. 店舗を選ぶ 12. その他 13. 取り組んでいることはない

4. あなたの運動に関してお聞きます

問No.	新規・継続・修正	設問	回答
問14	継続	1回20分以上の歩行をしていますか。 あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. ほぼ毎日している 2. 週2～3回程度している 3. 週1回程度している 4. 月1～2回程度している 5. していない
問15	継続	恵庭市では、健康づくりのためのウォーキングコースを選定し、「えにわ健康づくり楽楽マップ」を発行しています。 あなたはこの冊子を知っていますか。 あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. 知っている 2. 知らなかった 実際にコースを歩いたことはありますか。 1. ある 2. ない
問16	継続	恵庭市では、市民の積極的な健康増進活動を推進するために、「歩くことを通したまちづくり事業」を しております 。 歩くことに関するイベントやウォーキング&クイズラリー 開催、休憩所設置などを行っていますが、あなたは、この事業を知っていますか。 あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. 知っている 2. 知らなかった 実際に参加したことはありますか。 1. ある 2. ない
問17	修正	1日30分以上、運動を行っていますか。 あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. ほぼ毎日行なっている 2. 週に2～3回程度行なっている 3. 週に1回程度行なっている 4. 月1～2回程度行なっている 5. ほとんど行なっていない 1. 2. とお答えした方にお聞きします。 当てはまる継続年数の番号ひとつに○をつけてください。 (1)1年未満 (2)1年以上

5. あなたの喫煙についてお聞きします

問No.	新規・継続	設問	回答				
問18	修正	あなたはたばこを吸いますか	1. 毎日吸っている 2. 時々吸う日がある 3. 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない 4. 吸わない				
		あなたが吸っているたばこの製品について当てはまる番号を品について当てはまる番号を選んでください。	1. 紙巻きたばこ 2. 加熱式たばこ 3. その他	1日平均して 何本くらい吸いますか 本			
問19	修正	たばこをやめたいと思いますか	1. やめたいと思う 2. 本数をへらしたい 3. やめたくない 4. わからない				
問20	新規	あなたはこの1か月間に、望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。次のア～コ全ての場所について、それぞれあてはまる番号1つ選んで○印をつけて下さい	それぞれ当てはまる番号を1つ選んでください				
			ア 家庭	①ほぼ毎日	②週に数回	③月に2回程度	④全くない/行っていない
			イ 職場	①ほぼ毎日	②週に数回	③月に3回程度	④全くない/行っていない
			ウ 飲食店	①ほぼ毎日	②週に数回	③月に4回程度	④全くない/行っていない
			エ 行政機関	①ほぼ毎日	②週に数回	③月に5回程度	④全くない/行っていない
			オ 医療機関	①ほぼ毎日	②週に数回	③月に6回程度	④全くない/行っていない
			カ 路上	①ほぼ毎日	②週に数回	③月に7回程度	④全くない/行っていない

6. あなたの飲酒についてお聞きします

問No.	新 規・ 継	設問	回答
問21	継続	どのくらいの頻度でお酒を飲みますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. 毎日 2. 週5～6日 3. 週3～4日 4. 週1～2日 5. 月に1～3日 6. ほとんど飲まない 7. やめた 8. 飲まない(飲めない)
問22	継続	問22で1～5とお答えの方にお聞きします。お酒を飲む日は、1日当たり、どれ位の量を飲みますか。清酒に換算し、あてはまる番号ひとつに○をつけてください。	1. 1合(180ml)未満 2. 1合以上2合(360ml)未満 3. 2合以上3合(540ml)未満 4. 3合以上4合(720ml)未満 5. 4合以上5合(900ml)未満 6. 5合(900ml)以上

7. 歯の健康に関することについてお聞きします

問No.	新 規・ 継	設問	回答
問23	継続	自分の歯は何本ありますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。 (含む:金歯・銀歯・さし歯・根が残っている歯。 含まない:入れ歯、ブリッジ、インプラント)	1. あなたの歯の本数→()本 (*永久歯は親知らずを入れると最多で32本です。) 2. 何本あるかわからない
問24	継続	ここ1年間に歯科健診を受けましたか。あてはまる番号ひとつに○をつけて下さい。	1. 受けた 2. 受けてない
問25	継続	現在自分の歯や口について気になることはありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。	1. 気になることがある 気になるところの番号に○をつけて下さい (1)歯が痛む (2)歯並び (3)咬み合わせ (4)入れ歯が合わない (5)歯ぐきの腫れ (6)口臭 (7)むせる (8)口の渇き (9)顎関節に違和感がある (10)その他() 2. 気になることはない

8. こころの健康についてお聞きします

問No.	新規・継続	設問	回答
問26	修正	現在、日常生活で悩みがありますか。	1. ある 2. ない
	継続	ここ1ヶ月に、不満、悩み、苦勞、ストレスを感じましたか。	1. 大いに感じた 2. 多少感じた 3. あまり感じなかった 4. 感じなかった
問27	修正	それはどのような原因ですか。(3つまで○) ※26で「ある」と答えた方	1. 家庭問題について 2. 自分の病気や介護 3. 家族の病気や介護 4. 経済・生活問題について 5. 勤務問題について 6. 男女問題について 7. 学校問題について 8. 自分の学業・受験・進学 9. 子どもの教育 10. いじめ、セクシャル・ハラスメント 11. 生きがいに関すること 12. 妊娠・出産 13. 育児 14. その他 15. わからない
問28	修正	悩みやストレスを、どのように相談していますか。あてはまるすべての番号に○を付けて下さい。(○はひとつ) ※26で「ある」と答えた方	1. 家族に相談している 2. 友人・知人に相談している 3. 職場の上司、学校の先生に相談している 4. 公的な機関を利用している 5. 民間の相談機関の相談窓口を利用している 6. 病院・診療所の医師に相談している 7. メールやSNS(LINEほか)等で相談している 8. 1～7以外で相談している 9. 相談したいが誰にも相談できないでいる 10. 相談したいがどこに相談したらよいかわからない 11. 相談する必要はなので誰にも相談していない
問29	継続	ここ1か月間、睡眠によって休養が十分とれていますか。(○はひとつ)	1. 十分とれている 2. まあまあとれている 3. あまりとれていない 4. まったくとれていない
問30	新規	あなたの過去1か月の1日の平均睡眠時間はどのくらいでしたか。(○はひとつ)	1. 5時間未満 2. 5時間以上6時間未満 3. 6時間以上7時間未満 4. 7時間以上8時間未満 5. 8時間以上9時間未満 6. 9時間以上
問31	継続	次の(1)から(6)の各質問について、過去1ヶ月間はどのようでしたか。(○はひとつ)	
			いつも たいてい(週5～6回) ととき(週2～4回) 少しだけ(月1～4回) まったくない
		(1)神経過敏に感じましたか	1 2 3 4 5
		(2)絶望的だと感じましたか	1 2 3 4 5
		(3)そわそわ、落ち着かなく感じましたか	1 2 3 4 5
		(4)気分が沈みこんで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか	1 2 3 4 5
		(5)何をするのも骨折りだと感じましたか	1 2 3 4 5
		(6)自分は価値のない人間だと感じましたか	1 2 3 4 5

9. あなたのがん検診に関することについてお聞きます

問No.	新規・継続・修正			
問32	継続	【設問】この1～2年間にがん検診を受けましたか。あてはまる番号に○をつけ、またがん検診を受けた方はどのような機会を利用したか○をつけて下さい。		
		がん検診名	受診の有無	どのような機会を利用しましたか。○をつけて下さい
		胃がん検診	1. 受けた 2. 受けていない	検査方法 ☐ バリウム検査 ☐ 胃カメラ検査 ☐ 市が実施している検診 ☐ 職場又は健康保険組合が実施している検診 ☐ その他()
		大腸がん検診	1. 受けた 2. 受けていない	☐ 市が実施している検診 ☐ 職場又は健康保険組合が実施している検診 ☐ その他()
		肺がん検診	1. 受けた 2. 受けていない	☐ 市が実施している検診 ☐ 職場又は健康保険組合が実施している検診 ☐ その他()
		子宮がん検診	1. 受けた 2. 受けていない	☐ 市が実施している検診 ☐ 職場又は健康保険組合が実施している検診 ☐ その他()
		乳がん検診	1. 受けた 2. 受けていない	☐ 市が実施している検診 ☐ 職場又は健康保険組合が実施している検診 ☐ その他()
問33	継続	【設問】がん検診を受けた理由、又は受けていない理由について下の欄から当てはまる番号を3つまで○をつけてください。		
		がん検診を受けた理由 3つまで○をつけて下さい	1. 家族・知人に勧められたから 2. 医師や看護師に勧められたから 3. 職場の検診で受診できたから 4. 家族・知人・有名人でがんにかかった人がいたから 5. 必要だと思っているから 6. 体調が悪かったから 7. 無料クーポン券が届いたから 8. 検査が簡単だったから 9. 新聞等でのマスメディアで検診の情報をみたから 10. 市の広報誌で見たから 11. その他()	
問34	継続	あなたは、どのような環境が整えば検診が受診しやすくなると思いますか。 あてはまる番号ひとつに○をつけてください。		
		1. 短い時間で受診が終えられること(待ち時間が少ない) 2. 検診方法の選択肢が増えること(例:胃バリウム・胃カメラなど) 3. 各検診が一度に受診できること 4. 予約が簡単に出来ること(インターネットなど) 5. 専用日があること(女性専用、男性専用、若年層専用など) 6. がん講演会やシンポジウムなどを充実させ、がんに関する関心を高めること 7. その他 8. わからない		

10.新型コロナウイルス感染症に関することについてお聞きします

問No.	新規・継続・修正	設問	回答			
問35	新規	あなたのこの3年間における体重や生活習慣は、新型コロナウイルス感染症の影響により、変化がありましたか。 次のア～キについて、それぞれ当てはまる番号を1つ選んでください		1. 増えた	2. 変わらない	3. 減った
			ア 体重	1	2	3
			イ 1日の睡眠時間	1	2	3
			ウ 1日のたばこの本数	1	2	3
			エ 1日当たりの飲酒量	1	2	3
			オ 1回あたりの運動量	1	2	3
			カ 仕事の量	1	2	3
			キ ストレス	1	2	3

11.自由記載

問No.	新規・継続・修正	設問	回答
問36	継続	健康づくり・食育・がん検診に関することについて、ご意見・ご要望がありましたらご記入ください。	自由記載